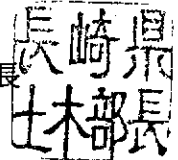


2.1 建企第715号
平成22年 3月24日

(社) 長崎県建設業協会会長
(社) 長崎県中小建設業協会会長
(社) 長崎県造園建設業協会会長
(社) 長崎県ほ装協会会長
(社) 長崎県工務店連合会会長
(社) 長崎県下水道建設業協会会長
(社) 長崎県管工事協会会長
(社) 長崎県建造物解体工業会会長
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会会長
(社) 長崎県測量設計業協会会長
(社) 長崎県地質調査業協会会長
(社) 建設コンサルタンツ協会
九州支部長
(社) 日本補償コンサルタント協会
九州支部 長崎県部会長

様

長崎県土木部長



入札制度の改正について(通知)

標記について、平成22年1月26日開催の長崎県建設工事入札手続等検討委員会で別紙のとおり決定しましたので通知します。

貴下会員への周知をお願いします。

記

1. 決定内容

別添「入札制度の改正について」のとおり。

2. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 095-894-3027

・FAX番号 : 095-894-3461

・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

入札制度の改正について

本県建設業を取り巻く環境は、建設投資の減少による競争の激化から厳しい状況が続いていたが、08年後半からの世界同時不況により、さらに深刻な影響を受けることとなった。

このため、緊急経済雇用対策の一環として、早期発注のための指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮、地域力保全型指名競争入札の実施、中間前払い制度の拡充に加え、最低制限価格の引き上げの試行を実施して、建設企業の倒産の防止や雇用の確保を図り、地域経済への影響を極力抑制するように努めてきた。

一方、本県財政は引き続き厳しい状況にあることから、公共工事の執行にあたっては、今後とも事業の重点化、効率化やコスト縮減を進めるなど、限られた財源を有効に活用していく責務がある。

このため、県としては、引き続き入札の透明性・公正性・競争性を確保するとともに、県内建設業の動向を十分に見極めながら、更なる入札制度の改革に向けて取り組んでいくこととする。

1. 企業の評価について

技術と経営に優れた建設業者を育成するため、主観的審査事項及び格付け要件の追加を実施する。

1) 平成23年度以降の格付けに係る主観的審査項目の変更 【項目の追加】

平成22年1月26日に長崎県建設工事入札手続等検討委員会において、平成23年度以降の格付けから追加実施すると決定し、平成21年12月22日に長崎県建設工事入札手続等検討委員会幹事会において、加算基準を決定した以下の事項について実施する。

① 「不当要求防止責任者講習」の受講者については、5点

を加点する。

② 建設業労働災害防止協会が実施する研修の受講者については、上限を5点として加点する。

③ 建築CPD単位の取得者については、上限を20点として加点する。

2) 平成24年度の格付け区分に係わる技術者の要件の追加
電気工事及び管工事の格付けA等級において、技術者の要件を1名以上とする。

2. 建設関連業務委託における共同企業体(JV)方式による県内企業活用策の試行について

建設関連業務委託については、従前より指名競争入札で発注をおこなっていたが、先の長崎県緊急経済雇用対策の主旨に鑑み一般競争入札の共同企業体(JV)方式により発注することで、県内コンサルタント業者の受注機会の拡大とともに技術の向上、経済的地位向上を図ることを目的とし、平成21年9月2日から土木部において実施しているが、一定の効果があることから県全体での実施をおこなう。

3. 予定価格等のランダム化の試行の継続について

入札手続きに係る不正防止及び発注者情報管理の観点から、予定価格等のランダム化を試行しているが、未だその必要性が認められることから試行を継続する。

4. 建設工事における予定価格作成者の変更について

平成15年より予定価格の作成は、地方機関において起工担当課長が予定価格の作成者として指定されたが、導入当時と現在においては入札制度が変更されていることなどから、予定価格作成者を起工担当課長から入札執行者へ改め、事務の改善を図る。

5. 「長崎県緊急経済雇用対策」の継続について
「長崎県緊急経済雇用対策」の各種措置については、平成21年度限りとしていたが、引き続き経済雇用情勢が厳しい状況にあるため、平成22年度以降、当面の間継続する。
6. 実施時期について
上記について、実施時期の定めがあるものを除いて、平成22年4月1日から適用する。

平成22年1月26日
長崎県建設工事入札手続等検討委員会 決定

【別添】

「入札制度の改正について」に係る各項目の説明資料

1 主観的審査事項の追加について

①暴力団等排除への取り組み（不当要求防止責任者講習の受講者の加点）

<目的>

建設業者に対する暴力団等反社会的勢力を排除する意識の高揚を図り、併せて、健全な建設業の育成を促進する観点から、建設業者が行う暴力団等排除への取り組みを評価し加点対象とする。

①評価方法	審査対象特定日（10月31日）の直前2年間に於いて、（財）長崎県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講し、翌年「不当要求防止担当者講習（仮称）」又は「不当要求防止責任者講習」を連続して受講した場合に加点する。
②加算点	5点
③加算業種	主観点を付与する全業種
④受講対象年度	平成22年度及び23年度の2カ年の受講者から審査対象とする。
⑤適用年度	平成24年度格付けより適用

②労働安全への取り組み（建設業労働災害防止協会の研修受講者の加点）

<目的>

景気低迷が建設業者の経営環境を悪化させ、また建設業就業者の高齢化等からも工事現場における労働災害の防止に向けての取り組みの強化は今後とも重要性を増しており、このような観点から、建設業者が行う労働安全衛生への取り組みを評価し加点対象とする。

①評価方法	審査対象特定日（10月31日）の直前1年間に、県が指定する労働安全衛生に関する講習（実施機関：建設業労働災害防止協会長崎県支部）を受講した場合に加点する。 【指定講習名】 ・現場管理者統括 ・職長・安全衛生責任者 ・総合工事業者のためのリスクアセスメント ・職長のためのリスクアセスメント
②加算点	1講習につき2点（上限5点）
③加算業種	主観点を付与する全業種
④受講対象年度	平成22年度の受講者から審査対象とする。
⑤適用年度	平成23年度格付けより適用

③公共工事の施工品質の確保（建築C P D単位取得者の加点）

<目的>

入札において優良な企業を選別し、公共工事の適正な施工、品質を確保するため、建築一式工事において、建築C P D単位取得者を雇用する建設業者に加点する。

①評価方法	建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について、社団法人日本建築士会連合会又は建築C P D運営会議が実施する建築技術継続能力開発／C P Dへ登録した学習単位のうち、建設業者ごとの単位数の合計に応じて次表により加点を行う。 （ただし、平成23年度格付け表における加点方法は、次表の左欄の単位数は各々1／2とする。）
-------	--

②加 算 点		
登録学習単位合計数		付与点数
100 単位以上		20点
80 単位以上	100単位未満	16点
60 単位以上	80単位未満	12点
40 単位以上	60単位未満	8点
20 単位以上	40単位未満	4点

③加 算 業 種	建築一式工事
④受講対象年度	平成22年4月1日以降に学習単位を取得したものを審査対象とする。
⑤適用年度	平成23年度格付けより適用

2 工事別格付区分の技術者の要件の追加について

<目的>

入札において、格付け等級に応じた優良な企業を選別し、公共工事の適正な施工、品質を確保するため。

工 事 種 類	格 付 区 分			
	変 更 後		現 行	
	等級	技 術 者	等級	技 術 者
電気工事	A	1名以上（追加）	A	
	B		B	
	C		C	
管 工 事	A	1名以上（追加）	A	
	B		B	
	C		C	

（適用年度） 平成24年度格付けより適用

3 建設関連業務委託における共同企業体（JV）方式による県内企業活用策の試行について

平成21年9月より土木部で実施している建設関連業務委託の一般競争入札について、共同企業体（JV）方式で試行することで、より県内企業活用することとなるため、試行対象を各部に広げ県全体で実施する。

(1) 対象業務

- 設計金額が1000万円以上、かつ、高度な技術を要する業務（WTO対象業を除く）

(2) 入札方式

- 事後審査型入札
- 2社の共同企業体（県外企業と県内企業の組み合わせ）
 - 甲型；共同施工方式（最低出資比率30%）
 - 乙型；分担施工方式（出資比率の要件を付さない）

(3) 導入効果

- 県内企業の技術力の向上により、将来的には県内企業単体での受注に繋がる
- 従来県外企業が受注していた業務の契約金額の30%相当額が県内企業の受注となる。

4 「長崎県緊急経済雇用対策」の継続について

土木部、農林部及び水産部により実施している「長崎県緊急経済雇用対策」における各種措置については、平成22年3月31日限りとしていたが、引き続き経済雇用情勢が厳しい状況にあるため、平成22年度以降も当面の間は継続する。

(1) 長崎県緊急経済雇用対策本部会議の決定事項（H20.12.22）を受け『長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施』による措置

- 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
 - ・見積期間に休日を算入する事で、発注から入札までの手続期間の短縮措置
- 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の導入
 - ・離島地区で、発注機関の管内に主たる営業所を有する者を指名選定
 - ・離島地区において2次下請までを「管内に主たる営業所を有する建設業者」の条件として発注
- 中間前金払制度の対象範囲の拡大
- 県内設計コンサルタント活用モデル事業
 - ・県内、県外の混合指名していた業務を県内コンサルのみの競争入札とし、受注者及び受注者以外の県内コンサルにも設計照査を求める。

(2) 緊急経済・雇用対策拡大会議での決定事項（H21.1.22 通知）

- 建設工事における最低制限価格の引き上げの試行について（2億円以下;90%）